

# 北海道七飯町議会

## 事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

### 1 議会基本条例の制定

町長と議会は、ともに町民の信託に応える活動をし、議会は多人数による合議制の機関として、また、町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を活かして、町民の意思を町政に的確に反映させるために議論を重ね、協力し合いながら七飯町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

また、議会は、町民の意思を代弁する合議制機関であることから、自らの創意と工夫によって町民との協調のもと、七飯町のまちづくりを推進していく必要がある。このような考えのもと、議会の特性を生かして、町民の意思を町政に反映させることによって、町民に信頼され、存在感・活動力・創造力豊かな議会となることを目指すことを掲げ、七飯町議会基本条例（以下「基本条例」という。）を平成26年3月に制定し、同年4月1日から施行している。

基本条例の策定に当たっては、平成23年6月から平成26年12月まで設置されていた七飯町議会改革に関する調査特別委員会において、基本条例の先進地である栗山町議会や登別市議会への研修視察などを行った上で、他の先進地の事例などを踏まえた上で議論を重ねてきたところである。

議会及び議員の責務、議会や議員の活動原則など議会の基本的なルール、議員の身分・待遇、政治倫理を定めたほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡充や執行機関の反問権を定めている。

### 2 議決事件の拡充

議会の監視機能上の必要性と町長の政策執行上の必要性を比較衡量し、次の4項目については議決事件として追加している。

- (1) 七飯町総合計画の策定又は見直し
- (2) 町民憲章の制定又は改廃
- (3) 各種宣言の制定又は改廃
- (4) 姉妹都市等の締結又は改廃

### 3 反問権の付与

本会議及び委員会において、町長及び執行機関の職員は、議長又は委員長の許可を得て反問することができるとしている。これは、議員の質問と執行機関の答弁がかみ合わずに堂々巡りになり、議論が深まらないことを避けるために、町長及び執行機関の職員がその質問の争点を明確にするために反問することができることを

定めたものである。

#### 4 議会における課題の検証

議会基本条例において、本会議の運営に係る課題の整理と対策を検証することを定めたことから、定例会後に開催する議会運営委員会で当該定例会における課題を整理するとともに、その課題への対策を検証する場を設けている。

議会運営委員会では、各委員から課題となった事項を聴取し、その課題に対する対策を議論した上で、議会の円滑な運営に資するよう努めている。

## 事績2 住民に開かれた議会

### 1 議会報告会の実施

平成26年3月に制定した議会基本条例において「町民、町民団体等との意見交換の場を多様に設けて、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるとともに、議会及び議員の政策能力を強化及び政策提案の拡大を図る」と規定したことから、平成27年6月に設置した議会活性化特別委員会において、町民、町民団体等との意見交換の場をどのように設けるかを協議してきたところである。

協議の結果を踏まえ、平成29年7月に七飯町議会報告会実施要綱を制定し、毎年、年度当初に1回実施することとしている。

議会報告会の実施に当たっては、議長、副議長、各常任委員会正副委員長、議会運営委員会正副委員長で構成された議会報告会運営委員会を設置し、当該年度の議会報告会の運営について協議を行うとともに、終了後は、次年度に向けた反省点等を協議している。また、議会報告会運営委員会の委員長から議長に対して報告書を提出しており、当該報告書の内容については、議会だより及び七飯町公式ホームページにも掲載をし、報告内容を周知している。

議会報告会の参加対象は、町内会、産業経済団体、社会福祉団体、文化団体等の公共的団体であって、原則として七飯町内に事務局を有している団体としており、これらの団体に対して案内を行い、当該団体から推薦された者を対象として実施している、

また、報告の内容としては、①議会の活動状況（主な議案の審議経過）、②予算、決算等の審議状況、③町政の重要課題、④その他議長が必要と認める事項のうちから、議会報告会運営委員会において協議し、報告する事項を決定している。

これまで、平成30年6月と令和元年8月に実施しており、いずれの年も町長選や統一地方選の影響により、年度当初の実施ではない。

また、本年度実施した議会報告会においては、参加者にアンケート調査を実施し、来年度に向けた改善点を参加者から聴取したところである。

(平成30年度実施分 参加者19名、令和元年度実施分 参加者26名)

## 2 会議録のホームページでの公開

これまで会議録については、ホームページ上での掲載は行っておらず、会議録を閲覧する場合は、議会事務局まで出向く必要があった。

そこで、平成27年6月に設置した議会活性化特別委員会において、住民へ開かれた議会とするため、会議録のホームページへの掲載について協議を行ってきた。

ホームページへの掲載に当たっては、北海道内において会議録をホームページへ掲載している市町村の状況を調査し、システムを構築するのがよいか、又はPDF形式での掲載がよいかを検討してきたところである。

これらの議論を踏まえ、ホームページに掲載する会議録についてはPDF形式で、平成31年第1回定例会以降の本会議の会議録を公開することと決定した。

なお、ホームページへの掲載に当たっては、ファイルのみを掲載するのではなく、閲覧者が容易に閲覧できるようにするため、開会日ごとにファイルを掲載し、その上に議事日程を公開するとともに、一般質問についても、どの議員が質問しているかを容易に把握できるよう工夫をしている。